

## 接道部緑化助成について

板橋区は、『民有地の緑化を推奨し、安全で快適な生活環境の確保を図る』ことを目的とし、接道部の緑化に対し助成金を交付しています。

### 内 容

対象となる土地 区内の土地で、関係法令等に違反していないこと

対 象 者 原則として土地所有者

対 象 工 事 接道部の植込地に樹木を植栽する工事  
植栽工事に伴うブロック塀等の取り壊し工事  
取り壊した箇所にフェンス等を設置する場合は対象外となります

対象工事の条件 植栽する場所が適正な幅員のとれた道路(私道も含む)に面していること  
道路より3m以内の範囲で、道路より容易に見通すことができること  
緑被面積 10㎡以上の樹木を植栽すること  
緑被面積は高木4㎡/本・中木1㎡/本・低木0.4㎡/本に本数を乗じた合計  
高木は高さ3m以上 中木は高さ1m以上3m未満 低木は高さ30cm以上1m未満  
売買を目的とした土地でないこと  
永続性があること

### 助 成 金 額 **接道部緑化助成**

(イ) 樹木1本当たりの区の標準工事費単価

高木 4万円/本

中木 8千円/本

低木 千円/本

(ロ) 実際の樹木1本当たり工事単価

(イ)と(ロ)の少ないほうの単価の **8割以内** に本数を乗じた額を助成します

ただし上限を **50万円** とします

### **ブロック塀等の取り壊し助成**

(ハ) 撤去面積1㎡当たりの区の標準工事費単価

**4千円/㎡**

(ニ) 実際の撤去面積1㎡当たり工事単価

(ハ)と(ニ)の少ないほうの単価の **8割以内** に面積を乗じた額を助成します

基礎部分が対象外となります

### 他の制度との兼ね合い

板橋区緑化の推進に関する条例に基づく緑化や他の制度で助成を受ける緑化は、対象外となります。

連絡先 板橋区 みどりと公園課 緑化推進グループ

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 ☎03-3579-2533 (直通)